大阪府の土壌汚染対策のあり方

第1節 制度の骨格

ここでは、まず、今回の制度の対象とする土壌汚染とは何か。次に、土壌汚染についての科学的知見や現在制定されている法律及び基準を踏まえて、何を目的とする制度が必要なのか。さらに、土壌汚染に関係する者がもつ責任(責務)から、制度の基本となる調査・対策の実施主体はどう設定すべきか等を考察する。

1.対象とする土壌汚染

環境としての土壌が果たしている機能(土壌環境機能)は、『土壌汚染対策ハンドブック』(環境庁:平成4年11月)において次の六つに分類されており、それぞれの機能に対する土壌汚染の影響が整理されている。

食料・木材等生産機能への影響

- ・農畜産物への有害物質の蓄積を通じた人の健康への影響
- ・農作物や樹木等の生育阻害

水質浄化・地下水涵養機能への影響

- ・地下水、表流水の汚染、水産物への有害物質の蓄積を通じた人の健康への影響
- ・水生生物の減少等
- 土壌微生物培養機能(又は分解浄化・養分供給機能)への影響
- ・土壌微生物の減少 等

自然生態系・景観維持保全機能への影響

- ・植物群落、森林の衰退やそれに伴う景観の変化、動植物資源の減少
- ・都市公園の土壌の場合には植生の貧弱化等

施設、建造物等の担体・支持機能への影響

- ・施設、建造物等の敷地内の汚染土壌との接触、土壌中有害物質の吸入等による 人の健康への影響
- ・建造物の腐食 等

その他の機能(大気(含む臭気)浄化、温度調節、振動緩和等)への影響

・大気(含む臭気)浄化、温度調節、振動緩和等への影響

土壌環境機能ごとにみた土壌汚染の人の健康への影響と基準等の設定状況の概要は、 次のとおりである。

食料・木材等生産機能

土壌汚染に起因して農畜産物に有害物質が蓄積し、その農畜産物を摂食することにより人の健康被害が生じるおそれがある。この経路については、農用地におけるカドミウムについて土壌環境基準(農用地基準)が設定されており、農用地土壌汚染防止法により対策がとられている。

水質浄化・地下水涵養機能

汚染土壌に含まれる有害物質が地下水に溶出し、その地下水を摂取することによ

り人の健康影響が生じるおそれがある。この経路については、カドミウム他 25 項目 について土壌環境基準 (溶出基準)が設定されている。

公共用水域への土壌粒子などの流出から魚介類を通して摂取する経路については、公共用水域へ汚染土壌の粒子などが流出し、魚介類を通じて生物濃縮し、食品の経口摂取による人への健康影響が考えられるが、十分なデータや知見が得られていない。

土壌微生物培養機能及び 自然生態系・景観維持保全機能

生活環境への影響であり、直接的な人の健康への影響は考えられない。

施設、建造物等の担体・支持機能

施設、建造物等の敷地内の汚染土壌を直接摂取(摂食及び皮膚接触)することによる健康影響が生じるおそれがある。この経路については、カドミウム他 8 項目について土壌中の含有量要措置レベル(以下「要措置レベル」という。)が環境省の「土壌の含有量リスク評価検討会」で取りまとめられている。

汚染土壌に含まれる有害物質が大気中に揮散し吸入する経路については、十分なデータや知見が得られていない。ただし、吸入する大気の環境基準として、土壌環境基準項目のうちベンゼン等4物質のみ大気の環境基準が決められている。

その他の機能(大気(含む臭気)浄化、温度調節、振動緩和等)

生活環境への影響であり、直接的な人の健康への影響は考えられない。

土壌環境機能ごとにみた土壌汚染の生活環境(生態系を含む)への影響と基準等の 設定状況の概要は、次のとおりである。

食料・木材等生産機能

農作物等の生育の阻害を防止する観点から、田に限って銅及びヒ素について土壌環境基準(農用地基準)が設定されており、農用地土壌汚染防止法により対策がとられている。

水質浄化・地下水涵養機能、 土壌微生物培養機能及び 自然生態系・景観維持保 全機能

これらの機能に関与する要因は多様であり、土壌汚染との関連に関する十分なデータや知見が得られていない。

施設、建造物等の担体・支持機能

土壌汚染に起因する建造物の腐食等の影響が考えられるが、十分なデータや知見が 得られていない。

その他の機能(大気(含む臭気)浄化、温度調節、振動緩和等)

これらについては、土壌汚染に起因する環境影響は顕著でないものが多いと考えられる。

人の健康に影響を及ぼす土壌汚染の影響を土壌環境機能ごとに検討したところ、土 壌汚染は、「食料・木材等生産機能」、「水質浄化・地下水涵養機能」、「施設、建 造物等の担体・支持機能」を阻害し、人の健康に影響を及ぼすおそれがあることが明らかになった。また、一定の知見が集積されているものの、土壌汚染の影響を防ぐための制度化が十分なされていない経路として、汚染土壌に含まれる有害物質が地下水に溶出し、その地下水を摂取することにより人の健康影響が生じるおそれがある経路と、施設、建造物等の敷地内の汚染土壌を直接摂取することにより人の健康影響が生じるおそれがある経路が存在している。

人の健康への影響は速やかに低減する必要があるため、今回の制度化にあたっては、 これらの経路の土壌汚染による人の健康への影響を対象とすることが適当と考えられ る。

なお、公共用水域への土壌粒子などの流出から魚介類を通して人の健康に影響を及ぼすおそれのある経路については、今後さらに科学的知見の集積に努めるとともに、 当面は既存の制度を活用し、河川・海域の水質・底質の監視及び食品中の汚染物質の 監視を行い、必要に応じ対策を講じる必要がある。

また、土壌は、水、大気とともに人をはじめとする生物の生存の基盤であるとともに、生態系の維持の要として重要である。しかしながら、土壌汚染の生活環境(生態系を含む)への影響については、十分なデータや知見が集積されていないことから、今後さらに科学的知見の集積に努める必要がある。

以上のことから、対象とする土壌汚染は、次のように設定することが適当と考える。

対象とする土壌汚染

人の健康への影響は速やかに低減する必要があることから、現段階で科学的知見の 集積がある地下水経路と直接摂取の経路の土壌汚染による人の健康への影響を対象 とすることが適当と考えられる。

また、その他の経路の人の健康に対する影響や生活環境(生態系を含む)への影響については、今後さらに科学的知見の集積に努める必要がある。

2.制度の目的

(1) 対象とする土壌汚染の対策の制度化の現状

新たな土壌汚染の発生抑制の観点と、土壌汚染による人の健康影響を未然に防止する観点から、対象とする土壌汚染の対策について制度化の現状を考察し、今回の制度の目的を整理する必要がある。

新たな土壌汚染の発生抑制

新たな土壌汚染の発生抑制としては、土壌汚染につながる汚染物質の排出抑制と、土壌汚染の拡散の防止がある。

汚染物質の排出を抑制する制度としては、「水質汚濁防止法」が制定されており、工場・事業場に対する排水規制や有害物質を使用する工場・事業場からの有害物質を含む水の地下浸透禁止措置がとられている。また、「大気汚染防止法」

により工場・事業場からのばい煙の排出規制措置がとられているほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により廃棄物の適正処理のための規制措置がとられている。

従って、土壌汚染につながる汚染物質の排出抑制については、基本的に必要な制度化が図られていると考える。

しかしながら、事故等により土壌汚染は生じる可能性があり、また、既に汚染物質が蓄積している土壌も存在している。これらの汚染土壌を掘削し外部に搬出することに伴う汚染土壌の拡散や、汚染土壌から有害物質が溶出し、地下水を通じた土壌汚染の拡散についての対策制度は、確立されていないと考える。

土壌汚染による人の健康影響の未然防止

汚染土壌がもたらす地下水を通じた人の健康影響に対する防止措置としては、「水質汚濁防止法」により地下水の水質の浄化に係る措置命令がある。しかしながら、地下水の汚染状態と浄化基準とを比較し、水質浄化のための措置の必要性を地下水の飲用利用を行っている地点において判断するなど、人の健康影響の未然防止を図る制度としては十分とはいえない。

また、汚染土壌の直接摂取による人の健康影響に対する防止措置は制度化されていない。

なお、平成14年2月に国会に提出された『土壌汚染対策法案』においては、「水質汚濁防止法」で定める有害物質使用特定施設の廃止時の調査義務の制度化が予定されている。この制度により、今回、検討の対象としている地下水を通じたあるいは直接摂取による土壌汚染の人の健康への影響の未然防止は、ある程度図ることができると考えられる。

しかしながら、大阪のように古くから工業化が進んだ地域では、工場の移転や 土地利用の変更が既に行われたところが多いことから、大阪府の制度化にあたっ ては、健康影響の未然防止の観点に立ち、調査・対策の契機を幅広く設定するな どの対応が必要である。

(2) 制度の目的

対象とする土壌汚染対策の制度化の現状を踏まえると、制度の目的は次のように設定することが適当と考えられる。

制度の目的

府民の安全と安心を確保するため、未然防止の観点に立ち、土壌汚染の拡散の防止とともに、地下水経路と直接摂取の経路の土壌汚染による人の健康への影響を防止する。

3.調査・対策の実施主体

土壌汚染の調査・対策の実施主体に関しては、土壌の汚染に対する責務から考えて、 次の三者について検討を行う必要がある。

環境保全に関し、その地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する 責務を有する地方公共団体

汚染者負担原則に則り、汚染物質の排出行為がもたらした影響について、損害賠 償等の責務を有する汚染原因者

管理者として当該土地の状態を適切に保つ責務を有する土地所有者等 (土地所有者等とは、土地所有者、占有者(借地人等)又は管理者(破産管財人等) をいう。)

(1) 調査の実施主体

土壌汚染による府民の健康への影響を防止するためには、汚染された土壌に対し何らかの措置を講じる必要があるが、そのためにはまず土壌が汚染された土地の範囲や汚染の程度を把握する必要がある。

地方公共団体は、地域の環境の状況を把握する責務を有しており、環境調査は地域の状況を代表する地点で行っている。今回制度化を図る調査は、個々の土地の土壌汚染の有無を確認するための調査であり、地域の環境の状況を把握する責務により地方公共団体が行う調査とは性格が異なる。従って、個々の土地の土壌汚染の有無を確認する調査を地方公共団体が行うことを制度化することは適切でないと考える。

なお、地方公共団体が把握している土地利用履歴等の情報は、土壌汚染調査の実施にあたって有益なものであり、適切に公開される必要がある。

土壌汚染に係る調査は、汚染の判明以前に行うものであり、汚染がない場合があることから、汚染原因者を調査の実施主体として制度化することは適切でないと考える。しかしながら、調査の結果、土壌汚染が確認された場合であって、汚染原因者が存在する場合は、当該汚染原因者は調査に要した費用の請求に応じるべきものと考える。

土壌汚染は汚染された土壌そのものが人の健康に影響を及ぼす発生源であり、土壌汚染のある土地は人の健康に対し危険な状態を潜在させているといえる。土地を支配しているもの(土地所有者等)は民法などの考え方によりその土地の状態について責任があると考える。また、土壌汚染の調査は、対象地に立入り、土地の掘削等を行う必要がある。土地は所有権等の私権の対象であり、立入りや掘削には、土地所有者等が有する権原あるいは立入者等に対し制度的に付与された権原が必要である。

以上のことから、調査の実施主体は、次のように設定することが適当と考える。

調査の実施主体

土壌汚染のおそれのある土地の状態を管理する立場にあり、調査に必要な権原を 有する土地所有者等とする。

ただし、調査の結果、土壌汚染が確認された場合であって、汚染原因者が存在する場合は、調査に要した費用を汚染原因者に請求することは妨げない。

また、地方公共団体は、土地利用履歴等の情報を公開し、土地所有者等が行う調査に協力すべきである。

(2) 対策の実施主体

水や大気は汚染物質を拡散させやすい媒体であり、水質汚濁や大気汚染の対策は 汚染物質の排出源への規制措置が中心となる。一方、土壌は、水や大気と比べて、 汚染物質を拡散させにくいことから、土壌汚染は長期にわたり人の健康等に影響を 及ぼし続ける蓄積性の汚染であるため、土壌汚染の対策は汚染物質の排出源への規 制措置を講じることと、汚染土壌そのものについても対策を講じなければならない。

土壌汚染につながる汚染物質の排出源に対する規制は、既に法制化されていると 考えられることから、ここでは汚染土壌の対策の実施主体を検討する。

地方公共団体が対策の実施主体となる場合としては、公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、汚染による被害者救済の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して、地方公共団体が実施することが必要かつ適切と認められる場合と考えられる。

今回、検討している制度化における対策は、対象となる土壌汚染による健康影響の未然防止である。また、対象となる土壌汚染に一定の責務を有する土地所有者等や汚染原因者が存在することや、汚染が限定された範囲に留まっている事例がほとんどであることなどを勘案すると、地方公共団体を対策の実施主体とする制度は適切でないと考える。

汚染原因者については、土壌汚染の拡散に影響を及ぼす土地の利用計画を定める権原がなく、対策を行うために必要な土地に関する権原もないこと、汚染原因者を特定できない場合や特定できた時点において法人が解散しているなど不存在の場合には汚染土壌がそのまま放置される危険性があるといった問題があり、汚染原因者を対策の実施主体とする制度は適切でないと考える。

ただし、汚染原因者が存在する場合は、汚染者負担の原則から当該汚染原因者は 対策に要した費用の請求に応じるべきものと考える。

土壌汚染は汚染された土壌そのものが人の健康に影響を及ぼす発生源であり、土壌汚染のある土地は人の健康に対し危険な状態を潜在させているといえる。土地を支配しているもの(土地所有者等)は民法などの考え方によりその土地の状態について責任があると考える。また、土地所有者等は土壌汚染の拡散に影響を及ぼす土地の利用計画を定める権原を有している。さらに、土壌汚染の対策は、対象地に立入り、土地の掘削等を行う必要があるが、土地は所有権等の私権の対象であり、立

入りや掘削には、土地所有者等が有する権原あるいは立入者等に対し制度的に付与 された権原が必要である。

以上のことから、対策の実施主体は、次のように設定することが適当と考える。

対策の実施主体

土壌汚染がある土地の状態を管理する立場にあり、対策の実施に必要な権原を 有する土地所有者等とする。

ただし、汚染原因者が存在する場合は、対策に要した費用を土地所有者等が汚染原因者に請求することは妨げない。

また、土地所有者等と汚染原因者との間で合意があった場合には、対策の実施主体を汚染原因者とすることは妨げない。

なお、地方公共団体は、汚染原因者の特定にあたり、土地利用履歴等の情報の 公開を行うことが必要である。

4.調査(汚染地把握)を実施すべき場合

(1) 調査の考え方

土壌汚染は、 局所的な事例が多いこと、 土地の表面から見ただけでは分からないことが多いこと、 有害物質を取り扱ったことのある事業場の敷地に存在することが多いこと、 土地の改変時に発見されることが多いこと等の特質があり、土壌汚染の調査については、汚染の可能性が考えられる土地について一定の機会をとらえて行うことが適当と考える。

また、土壌汚染の調査については、資料等調査、概況調査、詳細調査と順を追って実施することが、行政の蓄積した情報を有効に活用でき、調査を適切に実施することができると考える。

(2) 調査を実施すべき場合

土壌汚染の拡散の未然防止等

有害物質取扱事業場の敷地には汚染土壌が存在している可能性が高いことから、 事業場の移転・廃止や土地改変などにより、汚染が拡散する恐れがある。

また、有害物質取扱事業場でない土地であっても、過去の汚染行為により土壌汚染が存在しておれば、土地改変などにより汚染が拡散する恐れがある。

以上のことから、土壌汚染の拡散を防止するため、以下の場合に調査を実施することが適当である。

- 有害物質取扱事業場の廃止あるいは移転のとき
- ・ 有害物質取扱事業場の敷地内で土地改変を行うとき
- ・ 一定規模以上の土地の改変を行うとき
- ・ 事故等により汚染物質の排出が確認されたとき

なお、汚染拡散の未然防止の観点からは、操業中であっても可能な調査は早期 に実施することが望ましい。

土壌汚染に伴う周辺環境の汚染が顕在化した場合

の機会をとらえた調査では把握できないケースが考えられることから、土壌 汚染に伴う周辺環境の汚染を把握する広域的な監視手段である地下水の水質調査 を活用し、地下水汚染が一定のレベルを超えた場合には、確認された地点から一 定の範囲内にある汚染源のおそれのある敷地の調査を求めることが適当である。

以上のことから、調査を実施すべき場合は、次のとおりとすることが適当と考える。

調査を実施すべき場合

- ・ 有害物質取扱事業場の廃止あるいは移転のとき
- ・ 有害物質取扱事業場の敷地内で土地改変を行うとき
- ・ 一定規模以上の土地の改変を行うとき
- ・ 事故等により汚染物質の排出が確認されたとき
- ・ 地下水汚染が確認されたとき

5.対象とする地域

土壌環境基準のうち溶出基準は、原則として農用地の土壌を含めたすべての土壌に 適用することとして設定されたものである。

ただし、廃棄物の埋立地等の環境基準対象物質の利用又は処分を目的としてこれらを集積している施設に係る土壌や、廃止後の最終処分場等の跡地であって引き続き一般環境から適切に区分されている土壌には土壌環境基準は適用されない。

しかしながら、廃止後の最終処分場等の跡地について、一般環境から区分する機能を損なうような利用がされた場合には、当該跡地に係る土壌に土壌環境基準が適用されることから、今回、検討している土壌汚染対策制度の対象となると考えられる。この場合、廃棄物処理法には廃止後の最終処分場についての規定がないので、廃止後も引き続き一般環境から区分されているかについては個々に判断する必要がある。

以上のことから、対象とする地域は、次のとおりとすることが適当と考える。

対象とする地域

今回の制度の対象とする地域は、原則として、すべての地域とする。 ただし、一般環境から適切に区分されている廃棄物の最終処分場などの地域については対象としない。

6.対象とする項目

今回の制度においては、土壌汚染が人の健康に影響を及ぼす経路のうち、現段階で科学的知見の集積がある地下水経路と直接摂取の経路を対象とすることから、対象とする項目については「環境基本法」による土壌環境基準項目(溶出基準)及び要措置レベルが取りまとめられている重金属等を基本とすることが適当である。(資料5)このほか、府民の関心の高い項目として、ダイオキシン類と油がある。これらの扱いを検討した結果は、以下のとおりである。

ダイオキシン類

ダイオキシン類については、ダイオキシン類に関する土壌の常時監視及びダイオキシン類により汚染された土壌の対策が「ダイオキシン類対策特別措置法」に 定められている。

同法で想定している土壌汚染は、焼却施設等で生じたダイオキシン類が広がって、事業場等の敷地を越えて発生する土壌汚染であり、「ダイオキシン類対策特別措置法」は人が立ち入ることができる地域を通常、対策の対象としている。

このため、ダイオキシン類により汚染された土壌の範囲が人が立ち入ることができない私有地の範囲に留まっている場合は、「ダイオキシン類対策特別措置法」における対策地域の指定につながる調査の対象とならず、行政において汚染事実が把握されないまま、このような土地が事業場等の廃止により不用意に改変されるとダイオキシン類による汚染土壌の拡散を生じさせるおそれがあることから、今回の制度においてはダイオキシン類も対象にすることが適当と考える。

油

油は各種の化学物質の混合体であり、油膜や異臭などの問題を生じさせる物質である。構成物のなかではベンゼンが土壌環境基準項目に含まれるほかは、全体としては、いわゆる生活環境項目に相当し、健康影響の観点からの判断基準となる値が定められていない。

従って、今回は対象項目には含めないが、建設工事等の現場では油汚染が発見され、その対応に苦慮している現状があることから、汚染の実態や生活環境への 影響について、科学的知見の集積に努める必要がある。

以上のことから、対象とする項目は次のとおりとすることが適当と考える。

対象とする項目

直接摂取によるリスクの管理項目

汚染土壌を直接摂取(摂食及び皮膚接触)する経路について、要措置レベルが取りまとめられている重金属等及びダイオキシン類とする。

地下水等の摂取によるリスクの管理項目

汚染土壌に含まれる有害物質が地下水に溶出し、その地下水を摂取する経路について、土壌環境基準が設定されている溶出基準項目とする。

7.調査・対策の内容

(1) 資料等調査

土壌汚染の状況を調査する対象地について、現地の概況調査を行う前に土地利用 状況の履歴などを調べ、分析調査を行う物質項目や調査対象区域の選定を行うこと が適当である。

資料等調査の結果、土壌汚染の可能性が考えられない場合は、概況調査等は不要であるが、将来の土地改変等が円滑に行えるように、当該調査結果を保存し、土地所有者等が変更となった時は、その結果も承継されることが望ましい。

一方、行政としては、実施方法(調査すべき資料の具体的名称や、事業者の業種による分析調査を行う対象物質の絞込み手法など)や、結果の判定方法、実際に活用できる資料等の情報源情報を整理し、土地所有者等に協力できる体制を整備しておくことが望まれる。

また、現在操業している工場・事業場に対し、過去も含めた有害物質の取扱状況について資料等を整理・保存しておくよう要請するべきものと考える。

(2) 概況調査、詳細調査

概況調査

土壌汚染の有無及び土壌汚染による環境リスクを管理する必要がある土地区画 (リスク管理地)が把握できる内容の調査を行うことが適当である。

詳細調査

土壌汚染の深度・広がりの三次元分布を把握し、汚染土量が確定できる内容の調査を行うことが適当である。なお、詳細調査は必要に応じて対策の一環として行うことが適当である。

(3) 対策

対策の内容

土壌汚染の対策とは、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することである。この土壌汚染の対策については、土壌汚染の特質を踏まえて対応する必要がある。 土壌は水や大気と比べ移動性が低く、土壌中の有害物質も拡散・希釈されにくいため、汚染土壌から人への有害物質の暴露経路そのものを遮断し得るという特質がある。

このため、汚染土壌の直接摂取の経路については、汚染土壌の浄化以外にも、土

地の利用状況に応じて、汚染地への人の立ち入りの制限、汚染土壌の覆土・舗装といった方法を適切に組み合わせて講じることによっても対策が可能である。

直接摂取の経路に対する対策の手法例(土壌浄化を除く)

対 策 の 種 類	具体的手法
人の立入制限等及び飛散・流出	柵、標識の設置等及びシート等の敷設
の防止	
覆土・舗装	アスファルト・コンクリート舗装、盛土等
掘削・(処理後)封じ込め施設内	そのまま・不溶化・固形化 + 場内封じ込め等
封じ込め	
原位置処理封じ込め	そのまま・不溶化・固形化 + 原位置封じ込め等

また、汚染土壌に含まれる有害物質が地下水に溶出し、その地下水を摂取する 経路についても、汚染土壌の浄化以外に、有害物質が地下水に溶出しないように 封じ込めを行う方法、あるいは、土壌は汚染されていても有害物質がまだ地下水 には達していない場合には、汚染地の地下水のモニタリングを実施し、必要が生 じた場合に浄化又は封じ込めを行う方法により対策が可能である。

地下水摂取の経路に対する対策の手法例

対 策 の 種 類	具体的手法
原位置封じ込め	鋼矢板工等
掘削・(処理後)封じ込め施設内	そのまま・不溶化・固形化 + 場内封じ込め等
封じ込め	
原位置処理封じ込め	そのまま・不溶化・固形化 + 原位置封じ込め等
掘削・浄化処理・埋め戻し	加熱脱着、土壌洗浄等+場内埋め戻し
原位置分解	原位置化学的処理、原位置バイオレメディエーショ
	ン等
原位置抽出	土壌ガス吸引、揚水処理等
掘削・搬出	浄化再利用、副原料利用、処理・最終処分場搬
	出、無処理・最終処分場搬出

発動基準

リスク低減の必要から土壌汚染の浄化等の対策を実施する基準、いわゆる発動 基準は、土壌汚染が人の健康に影響を及ぼす経路のうちリスク管理の対象とする 直接摂取と地下水の摂取による二つの経路を対象として設定することが適切と考 えられる。

直接摂取の経路に対する発動基準

直接摂取によるリスクに関しては、環境省の「土壌の含有量リスク評価検討会」が平成13年8月に要措置レベルを取りまとめている。また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法において土壌環境基準が定められている。

この経路の特徴として、汚染土壌からの直接摂取は、そこに人が立ち入ることにより暴露するものであることから、直接摂取の経路に対する発動基準は要措置レベルとダイオキシン類に係る土壌環境基準とし、暴露経路を遮断する具体的方策が柵の設置や覆土など比較的容易に実施が可能であることから、基準を超える汚染が確認されたときには、直ちに覆土等のリスク低減措置に着手し、速やかに達成するものとする。

地下水摂取の経路に対する発動基準

地下水の摂取によるリスクは、汚染土壌から地下水へ汚染物質が溶出し、汚染された地下水を飲用利用することにより生ずるものである。

リスク管理の観点から土壌に汚染があれば管理に着手すべきであり、その判断基準としては土壌から地下水への溶出の観点から設定された土壌環境基準 (溶出基準)が適当である。

さらに、当該汚染地の周辺において地下水を飲用利用するなどの経路が存在 する場合は、地下水調査を行い、必要に応じ、浄化等の対策を実施すべきであ る。

その際の判断尺度となる発動基準は、水質汚濁防止法施行規則第9条の3に 規定される『浄化基準』が適当である。

(浄化基準の項目及び基準値は、土壌環境基準(溶出基準)と同じである。)

なお、ここでいう『地下水を飲用利用するなど』とは、水質汚濁防止法施行規則第9条の3で規定される『地下水の利用等の状態』を準用して、『人が飲用している』『水道原水として取水している』『災害時の飲用水源となる』『公共用水域の主たる汚染源となる』の4つの要件のいずれかを持っている場合とすることが適当である。

ただし、大阪府域では「災害対策基本法」に基づく地域防災計画等に規定された災害用水源は、井戸ではなく敷設水道管となっており地下水ではないが、 平素から生活雑用水等として利用されている井戸は、災害時には飲用に供される水源となることが考えられることから、飲用利用するなどの経路に含めて考えるべきである。

次に、大阪府域で確認された土壌汚染の対策状況を見たところ、地下水汚染がないケースでは対策の取り組みが比較的ゆっくりとしているが、地下水汚染が確認されたケースでは、その汚染の程度にかかわらず、速やかに対策が実施されている。

現時点の集計結果で見る限り、浄化基準を超える汚染があった場合、土壌汚染対策に速やかに着手することには抵抗感が小さいと考えられる。

これは地下水汚染が土壌汚染に比べて拡散し易いことから、事業場において は早期に対策を実施することが総費用の低減化につながるなどの判断があった ものと考えられる。

以上のことから、飲用利用のある場合の地下水等の摂取の経路に対する発動 基準は浄化基準とし、モニタリングにおいて基準を超える汚染が確認されたと きには、速やかに浄化等の対策に着手するものとする。

なお、土壌汚染の調査、対策はかなりの費用を要することが多いことから、 規模の小さな事業者等が取り組む調査・対策に対しては、リスク管理上可能な 範囲で実施者の負担の少ない方法が採用できるよう、指導・助言するなどの配 慮が必要である。